

参加者募集!! 生活・介護支援サポーター養成研修

生活・介護支援サポーターは、誰もが安心して弥富市で暮らし続けるために、市民ができる範囲でお手伝いするボランティアです。

支援を必要とする方の見守りや買い物などを手助けすることは、誰かの役に立つばかりでなく、あなた自身の生きがいづくり、健康づくりに大いに役立ちます。



▼対象者

全過程を終了し、その後市内で活動できる方

※参加できない日がある場合は、補講を行います。

修了者は「弥富市ささえあいセンター」の協会員に登録できます。

▼参加費 無料

▼定員 30名(先着順)

▼申込期限 10月15日(金)

▼ところ

総合福祉センター2階研修室

▼研修日程および内容

とき	プログラム名
10月23日(土) 9:00~12:00	オリエンテーション 弥富市の福祉制度の紹介 地域でその人らしく生きるために
10月30日(土) 9:00~12:00	みんなで知ろうjimotoの障がい福祉 認知症について考えてみよう
11月6日(土) 9:00~12:00	権利擁護について コミュニケーションを楽しく学ぶ
11月8日(月)~19日(金) のうち1日	体験実習 ※内容未定
11月27日(土) 9:00~12:00	わたしがこれから地域でできること 修了式

申・問 弥富市ささえあいセンター ☎43-4165

買い物支援サービスを実施しています

市が運営する住民参加型生活支援サービスである「弥富市ささえあいセンター」において、利用会員を対象に、今年度より新たに買い物支援サービスを実施しています。

利用者である介護が必要な方や障がいのある方を自宅から買い物先への送迎、買い物中の付き添い、自宅内への荷物の運び込みなど、ひとりの買い物が不安な方への支援を行います。

利用希望の方は弥富市ささえあいセンターへご連絡ください。



問 弥富市ささえあいセンター ☎43-4165

※こちらに掲載している情報は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止または延期となる場合があります。



「お知らせ」「募集」など暮らしに役立つ情報を掲載しています。

お知らせします

名古屋都市計画道路の変更(案)の縦覧

名古屋都市計画道路に「8・7・783号 弥富駅自由通路」を追加するための都市計画の変更について、案の縦覧を行います。

▼都市計画の種類および名称

名古屋都市計画道路の変更(市決定)

▼縦覧期間

9月7日(火)~21日(火)
午前8時30分~午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

▼縦覧場所

市役所都市整備課、市ホームページ

▼提出方法

この縦覧は、都市計画法第17条第1項の規定に基づくもので、住民および利害関係人は、縦覧期間内に限り、縦覧場所に備え付けもしくは市ホームページの様式に記入し、持参、郵便ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で意見書を提出することができます。

問 市役所都市整備課(内線264)

FAX 67-4011

✉ toshikei@city.yatomi.lg.jp



交通事故などによる傷病で国民健康保険を使ったら届け出を

交通事故などの第三者(自分以外の人)によるケガや病気については、届け出により国民健康保険で治療を受けることができます。保険証を使って治療を受ける時は、必ず届け出を提出してください。相手のいない事故(自損事故など)の場合も、届け出が必要です。

なお、自損事故で飲酒運転や無免許運転などの悪質な交通法令違反の場合は、給付対象にはなりません。

この届け出を怠ると、国保税で賄われている国保が損害を受けますので、速やかに届け出てください。

▼届出方法

次の書類と保険証、個人番号(マイナンバー)カードまたは通知カード、本人確認ができる書類を持参の上、市役所保険年金課へ届け出てください。

- ① 第三者行為による被害届
- ② 事故発生状況報告書
- ③ 交通事故証明書
- ④ 念書(兼同意書)

※治療終了、転院、示談をするときはお知らせください。

※負傷原因について尋ねる場合があります。

問 市役所保険年金課(内線122・123)

弥富市内犯罪発生状況(令和3年6月)

	R3年6月	R2年6月	前年比
侵入盗	0	2	-2
特殊詐欺	0	0	0
自動車盗	1	0	+1
車上ねらい	0	1	-1
部品ねらい	0	0	0
自転車盗	5	4	+1
自販機ねらい	0	0	0
ひったくり	0	0	0
強盗	0	0	0

問 市役所市民協働課(内線434)

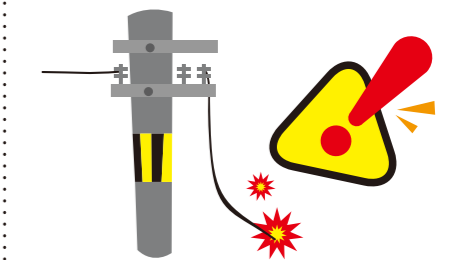
切れた電線を見つけたら、すぐにご連絡を!

台風や強風などで切れた電線は、感電のおそれがあります。

切れた電線には絶対に触らずに、お近くの中部電力パワーグリッドまでご連絡ください。

問 中部電力パワーグリッド(株)港営業所

☎(0120) 929-309



司法書士無料法律相談

10月の法の日週間に合わせ、司法書士による法律相談が開催されます。

▼とき・ところ

- ① 10月2日(土) 午前10時~正午、午後1時~3時 津島市生涯学習センター(津島市我原町椋木5)
- ② 10月9日(土) 午前10時~正午、午後1時~3時 十四山総合福祉センター

▼相談内容

- ・土地や建物の相続、遺言、売買、贈与などに関すること
- ・株式会社設立や増資などの会社や法人に関すること
- ・供託手続き、訴訟書類の作成に関すること

※法律相談については140万円以下の民事紛争に限ります。

▼相談員 愛知県司法書士会会員

▼その他 予約が必要です。

申・問 愛知県司法書士会

☎(052) 683-6686

